

## 2012年6月25日 風評被害

### 武内・河西・湯原

【資料レジュメ】

#### 【風評被害の定義について】

- ・風評被害とは...風評(世間のうわさや世評)によって、経済的な被害を受けること。
  - ・何故風評被害が起こるか...風評被害は正しい情報を伝えないことによって起きる、というように結論付けている。具体的な理由としては、情報が不完全な場合には人間の性質上自分の身の安全を守ろうとする際余計に不安になって慎重な行動を取るようになるから→なくすためには、正確な情報を流すことが大切。
  - ・事件や不祥事、事故災害、あるいは不適切な虚偽の報道、それらを原因とするデマによって、事実に全く関係のない企業団体や個人などが、生産物やサービスの品質低下を懸念されて消費や取引を敬遠されるなどの大きな損害を受けることも風評被害に該当する。
- ※正しい情報を元に自己判断によって不買を決めた事は、風評被害ではない。
- ・今までにも様々な風評被害に関する事件が起きている。EX.豊田通商事件など
  - ・香川県直島町では2000年に「風評被害対策条例」が定められた→同町において事業を営むものが風評により経済的被害を受けた場合は、当該被害の範囲内で風評被害対策給付金を支給するとされている。

#### 【東電が現在行っている、風評被害による観光業への損害賠償について】

- ・政府や東電は、観光業への風評被害を「原発事故の影響」に厳しく限定し、地震による交通機関の被害や余震への不安が影響したと判断できる場合は除外している。その上で中間指針は、4県を対象にした理由に（1）旅館・ホテルの売上高の下落が大きく（震災2カ月後の）5月になっても回復の度合いが低い（2）旅行者が敬遠する傾向が顕著、などを挙げた。
  - ・観光業の風評被害の認定には、観光客が旅行を敬遠したくなるような放射性物質による実害が、事実上必要とされていた。山形県は空間放射線量が低く、農産物の出荷制限もないたため、風評被害を認めにくいと見られてきた。今回、地理的關係が認定の理由に採用されたことで、県内の他の地域でも風評被害が認められる余地が出てきた。
- ※観光業以外にも、東電は肉牛農家、自動車、住宅・建物・財物等への賠償を行っている。農畜産業者への賠償は、農業団体へ一括で行うこととなっている。
- ・東電が示した案によると、期間は昨年3～5月末。風評被害によるキャンセルや予約減に伴う減収などを対象としている。

・質疑応答では5月31日で期限を区切ったことに質問が集中した。東電側は「5月6日に文部科学省が空間放射線量マップを公表するまで放射性物質拡散情報が一般に出ておらず、旅行者らが一定の判断ができなかった3月11日から5月31日までが賠償相当の因果関係があると判断した」と述べた。

・期間は3月11日から5月末まで。東電は「米沢市の放射線量が低いことが5月に公表された国の調査で明らかになったため」と説明している。

・風評被害については、基礎額に売上高の対前年比減収率をかけた分が賠償額となる。観光業とサービス業については、仮に原発事故がなくても地震や津波などで一定の減収があったとして、「みなし減収」分をさらに差し引く。

・青森県内の組合員が東電に賠償請求をしたにもかかわらず、支払いを拒否された実例をあげ、中間指針が取り上げた地域以外の賠償がいつこうに進んでいない現状に疑問を投げかけた。

・6月に政府がネットで実施した旅行意識調査では、「原発事故の影響で旅行に行きたくない地域」は福島がトップの約97%。茨城約57%、栃木約35%、群馬約25%で、山形は群馬より悪い約30%だった。

#### 【東電の観光業への損害賠償に対する市民の声】

・ほかの旅館・ホテルと観光議連の出席者からも「中間指針に4県と明記されていることが、逆にほかの地域の賠償を妨げている」「立証の難しい風評被害の挙証責任を被害者に負わせるのは酷だ」「積極的な賠償をするよう、国がもっと東電に指導すべきだ」などの声が上がった。

・中間指針では観光業への全面的な賠償は福島など4県に限られ、秋田は外国人観光客の減少分だけが対象。参加者は県全体で観光客が前年より3割減っているなど事故以後の窮状を訴えたが、具体的な進展はなく、「次の協議の時には何軒か潰れている」などと憤る声も聞かれた。

・山形県旅館ホテル生活衛生同業組合の佐藤信幸理事長（全旅連会長）は、中間指針で述べている「風評被害」「相当因果関係」などの言葉が抽象的で、「どこまでが原発事故の風評被害で、賠償の対象になるのかがはっきりしない」「我々は明らかに被害を受けているにもかかわらず、東電はなかなか認めない。風評被害を狭い範囲で解釈しているのではないか」と批判した。

・山形県内では、毎年スキー修学旅行に来ていた関西の高校10校が、行き先を中部地方に変更するなど打撃が続いている。

## 【東日本大震災 観光風評被害／なぜ山形は対象外なのか】

2011年12月27日火曜日 河北新報

福島第1原発事故による観光業の風評被害で、東京電力による損害賠償の対象に山形県を加えるよう、同県が政府に要望を続けている。

政府の原子力損害賠償紛争審査会は8月の中間指針で、損害賠償の対象を福島、茨城、栃木、群馬の4県とする方針を打ち出し、山形は対象から漏れた。

山形県内では東日本大震災と原発事故の直後から旅館・ホテルを中心に客足が減少した。首都圏などからの観光客減が特に顕著で、サクラノボ園は過去最低の入場者数にとどまった。福島の隣接県でもあり、放射能に対する誤解や風評が遠来の観光客の足を鈍らせる原因になったのは間違いないだろう。

東北では青森県や秋田県、宮城県の観光業も風評被害と思われる打撃を受けている。政府と東電は4県以外の観光業の実情をきちんと把握し、山形県などを損害賠償の対象地域に追加するよう対応を急ぐべきだ。

政府や東電は、観光業の風評被害を「原発事故の影響」に厳しく限定し、地震による交通機関の被害や余震への不安が影響したと判断できる場合は除外している。その上で中間指針は、4県を対象にした理由に（1）旅館・ホテルの売上高の下落が大きく（震災2カ月後の）5月になっても回復の度合いが低い（2）旅行者が敬遠する傾向が顕著—などを挙げた。

震災後3カ月間（3～5月）の旅館・ホテルの売上高を、前年同期と比較した割合は福島約40%、栃木約41%、茨城約54%、群馬約62%と6～4割のダウン。山形は約67%と群馬と大差なく、5月に限れば約81%（群馬約82%）で「回復の度合い」は群馬より低い。

6月に政府がネットで実施した旅行意識調査では、「原発事故の影響で旅行に行きたくない地域」は福島がトップの約97%。茨城約57%、栃木約35%、群馬約25%で、山形は群馬より悪い約30%だった。「山形と群馬はほぼ同じ状況だ」というのが山形の主張だが、政府や東電から前向きな回答はない。

4県では既に賠償金の支払いが始まっている。旅館やホテルなど観光事業者は、3カ月分の請求書発送という簡単な手続きで支給を受けられる仕組みだ。

4県以外では、東電が事業者との個別協議に応じる意向で、山形では県旅館ホテル生活衛生同業組合と交渉のテーブルに着いたが、損害賠償を認めるかどうか先行きは全く見えない。

各事業者が風評被害を裏付けるデータを用意し、東電職員に直談判する交渉は相当な重荷で、4県の事業者との負担の差は大きい。事故の当事者である東電相手に風評被害の認定を求めるといふやり方自体、常識的とは言えない。県単位で賠償対象を拡大し個別協議を縮小する方が現実的だろう。

山形県内では、毎年スキー修学旅行に来ていた関西の高校10校が、行き先を中部地方に変更するなど打撃が続いている。原発事故が収束しないうちは、風評被害も収まらないだろう。政府

と東電の一刻も早い対応を求めたい。

## 【原発事故賠償、東電提案、山形観光業界に波紋】

河北新報 2012/01/31

福島第1原発事故による観光業の風評被害の賠償をめぐり、東京電力から山形県側に示された賠償案が波紋を呼んでいる。対象を米沢市に限ったことに不満が集中する一方、放射性物質の影響が少ない山形で風評被害を認めたことを評価する声もある。県側はあくまで県全域での賠償を求める方針だが、千葉県のように一部地域の賠償を優先させた例もある。

### <「資料反映されず」>

25日に示された賠償案は、米沢市の観光業者に対し、昨年3～5月に生じた解約や予約控えによる減収などを賠償する、との内容。同市が対象になったのは「福島県と近接している」という地理的關係が理由だが、県内業者からは「実態を見ない机上の論理」と批判されている。

温泉施設の利用実態を反映しているとされる入湯税の納付額を見ると、昨年3～5月の平均は、米沢市で前年から43.8%減った。これに対し蔵王温泉がある山形市は前年比49.0%減、銀山温泉がある尾花沢市は同49.2%減で、減少率は米沢市以上だ。

25日の東電と県側の会合でも、出席した観光業者から異論が噴出。県旅館ホテル生活衛生同業組合の佐藤信幸理事長は「東電の提案には入湯税や売上額など我々が提出した資料が全く反映されていない」と憤った。

### <他地域へ突破口に>

一方、佐藤理事長は今回の賠償案を「前進」とも受け止める。

これまで、観光業の風評被害の認定には、観光客が旅行を敬遠したくなるような放射性物質による実害が、事実上必要とされていた。山形県は空間放射線量が低く、農産物の出荷制限もな  
いため、風評被害を認めにくいと見られてきた。

今回、地理的關係が認定の理由に採用されたことで、県内の他の地域でも風評被害が認められる余地が出てきた。佐藤理事長は「米沢は突破口」と今後の交渉に期待する。

原発事故による観光業の風評被害の賠償では、東電が今年、政府の中間指針で対象とされた福島など4県以外で初めて、千葉県の太平洋沿岸16市町村を対象に加えた。

千葉県も山形県と同じく県全域での賠償を求めているが、昨年12月に東電から賠償案を示され、即座に合意。他の市町村の交渉は続けているが、千葉県観光課は「一部地域でも賠償を受けることを優先した」と説明する。

山形県でも一部地域の賠償を先行させる可能性はある。米沢市のある温泉旅館の経営者は「数百件のキャンセルで相当な損失を受けた」と賠償を歓迎する一方、「うちだけが賠償を先行して

ほしいとは言えない」と複雑な心中を明かした。

### <山形知事「県内全域認めるよう要請」>

山形県の吉村美栄子知事は30日の定例記者会見で、東京電力が福島第1原発事故による風評被害の賠償対象地域に県内の一部を加える案を示したことに対し、「事故の影響は県内の広範囲に及び、被害も大きい。一部地域のみでの認定は不十分」と述べ、県として受け入れられない考えを示した。

県旅館ホテル生活衛生同業組合は県全域の賠償を求め東電と協議しているが、25日の会合で東電側は米沢市のみを対象とする案を提示した。吉村知事は寒河江市の観光サクラノボ園や山形市の蔵王温泉の観光客減少などについて言及した上で、「一部地域が示されたのは第一歩。今後東電に対し、県内全域を認めるように要請する」と話した。

### 【山形県内の観光賠償対象 東電案、米沢市のみ 組合「納得できず」】

産経ニュース 2012.1.27 02:03

福島第1原発事故に伴う風評被害をめぐり、県旅館ホテル生活衛生同業組合が東京電力に損害賠償を求めている問題で26日、東電が示した案が判明した。東電案では対象を福島に隣接する米沢市の観光事業者に限っている。県内には米沢市よりも影響が大きかった地域もあり、対応の違いに波紋が広がっている。同組合は「引き続き全県が認められるように交渉していく」としている。(杉浦美香)

東電が示した案によると、期間は昨年3～5月末。風評被害によるキャンセルや予約減に伴う減収などを対象としている。

政府の原子力損害賠償紛争審査会の中間指針では、観光業被害の賠償は福島、栃木、茨城、群馬の4県が対象。最近、千葉県の太平洋側の16市町村が含まれることになったが、農畜産物の出荷制限などがなかった自治体で風評被害の賠償対象となったのは米沢市が初めてという。

関係者によると、米沢市が賠償対象となったのは、会津・米沢地域観光圏整備計画で会津地域と米沢市の観光ルートが開発されており、会津若松市などの観光客減の影響を直接的に受けているためという。

ただ、観光客減は米沢市だけではない。昨年3～6月の売り上げの平均を対前年比でみた場合、米沢市の小野川温泉、白布温泉など3組合で48.3～73.3%に減少。一方、山形市の蔵王

温泉は37・5%、山寺旅館組合42・3%、銀山温泉（尾花沢市）は50・6%だった。

銀山温泉旅館組合の永澤平八組合長は「今も関東からのお客さんは2割減。福島県を通るのを避けられているようだ。風評被害は今も大きい」と話す。今年1～2月で修学旅行延べ1万2千泊分がキャンセルとなった蔵王温泉旅館組合の伊藤八右衛門組合長は「とても納得ができない」と憤った。

対象となる小野川温泉旅館組合の佐藤秀次組合長は「まずは一步前進と言えるが、米沢だけが対象とされることで放射能の実害があったのではないかと思われる懸念もある」と複雑な心境をのぞかせた。

県旅館ホテル生活衛生同業組合の佐藤信幸理事長は「東電は風評被害の相当因果関係が必要というが、自分たちの都合の良いような解釈をしている。2月6日に東北ブロックとして交渉が予定されており、引き続き県全体で賠償されるよう交渉する」としている。

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会の東北ブロック会の「原発風評被害対策検討委員会」（委員長・松村譲裕秋田県同組合理事長）は2月6日、福島市内のホテルで、東電、文部科学省、経済産業省、福島を除く5県と賠償について協議することになっている。

## 【論点】

東京電力は、2011年8月に中間指針として、茨城・栃木・群馬・福島の前記風評被害による観光業に対する損失を補償する損害賠償を行うことを定めた。

次に、2012年2月から、千葉県の館山市や銚子市など太平洋地域(16市町村)での風評被害による観光業の損失への損害賠償を認めた。

そして、空間放射線量がそれほど高くなく、且つ、農畜産物の出荷制限などがなかった自治体の中で唯一、山形県米沢市だけが対象になった。関係者によると、米沢市が賠償対象となったのは、会津・米沢地域観光圏整備計画で会津地域と米沢市の観光ルートが開発されており、会津若松市などの観光客減の影響を直接的に受けているためという。

しかし、山形市など山形県内の他の市町村でも観光業への大きな被害を受けており、山形県側は、米沢市だけでなく山形県内全域での観光業への損害賠償を認めてもらえるよう求めている。

更に、秋田県や青森県でも観光業の風評被害を受け、損害賠償を求めている。

- ① このような現状の中で、山形県内の中で米沢市だけを対象区域にしたのは適切だったのか、または、対象区域を米沢市だけではなく山形県全域も対象に加えるべきか。
- ② 秋田県や青森県の観光業への風評被害に対する損害賠償も認めるべきなのか

## 【各県の観光業の風評被害による被害状況について】

### ●青森県

請求の対象として認められたのは宿泊客全体の5%に満たない外国人旅行客の解約分だけ。観光庁の宿泊旅行統計によると、震災の影響が薄れたはずの昨年7～12月の宿泊者数は、青森県が234万人で前年同期比10%減。

県内の昨年7～12月の宿泊実績は、地域で明暗が分かれている。県観光統計によると、八戸市7%増▽弘前市6%増▽青森市4%増とプラスになる一方、十和田市が20%減、むつ市が17%減だった。

十和田湖周辺でホテル十和田荘、十和田湖レークビューホテル、湖秀亭の3施設の2011年度の売上額は前年度比63%。周辺はどこも同じ惨状。

十和田湖観光汽船（青森市）によると、3月の十和田湖の観光船2社の乗客が2010年の20万人超から11年は約13万人に激減した。

県の観光統計によると、八戸市など県内各地の宿泊施設利用者は、ほぼ前年並みか微増だったが、十和田湖だけが3割以上減った。

八戸の八食センターは来客が3割減。

### ●秋田県

観光庁の宿泊旅行統計によると、震災の影響が薄れたはずの昨年7～12月の宿泊者数は、秋田県は22%減で東北6県の最下位だった。

玉川温泉などを経営する湯瀬ホテルは客が6割減り、従業員を減らしてしのぐ状況。

県全体で観光客が前年より3割減っている

### ●岩手県

観光庁の宿泊旅行統計によると、震災の影響が薄れたはずの昨年7～12月の宿泊者数は、復興特需の恩恵を受ける岩手県は18%増。

岩手県平泉町の中尊寺は、観光客が例年の年間13万人から25万人に倍増。6月の世界遺産登録が追い風。

野田村玉川の国民宿舎えぼし荘は地震直後、約150人分のキャンセルがあり、2008年度の宿泊客は前年度より1千人少ない約6500人だった。

客足が戻ったのは年明け以降で、7月の稼働率は例年並みの7割前後となっている。

久慈市内の08年度の宿泊客は約8万2千人で、前年度から微増した。

### ●宮城県

観光庁の宿泊旅行統計によると、震災の影響が薄れたはずの昨年7～12月の宿泊者数は、復興特需の恩恵を受ける宮城県は5%増

#### ●山形県

震災後3カ月間（3～5月）の旅館・ホテルの売上高を、前年同期と比較した割合は山形約67%

5月に限れば約81%（群馬約82%）で「回復の度合い」は群馬より低い

温泉施設の利用実態を反映しているとされる入湯税の納付額を見ると、昨年3～5月の平均は、米沢市で前年から43.8%減った。これに対し蔵王温泉がある山形市は前年比49.0%減、銀山温泉がある尾花沢市は同49.2%減で、減少率は米沢市以上だ。

観光客減は米沢市だけではない。昨年3～6月の売上げの平均を対前年比でみた場合、米沢市の小野川温泉、白布温泉など3組合で48.3～73.3%に減少。一方、山形市の蔵王温泉は37.5%、山寺旅館組合42.3%、銀山温泉（尾花沢市）は50.6%だった。

県の集計によると、昨年3～6月の県内の観光客は前年比21～37%減。4～6月の蔵王温泉の観光客はほぼ半減。県旅館ホテル衛生同業組合は3～6月の売上げが組合全体で4割減ったとして賠償を求めている。

銀山温泉旅館組合には関東からの客は2割減。蔵王温泉旅館組合は今年1～2月で修学旅行延べ1万2千泊分がキャンセルとなった。

小野川温泉観光協議会是对前年で売上げが2割以上も下がり回復しない。

東根市のサクランボ観光は昨年、震災による自粛ムードや風評被害で来客が前年より3割減った

#### ●福島県

震災後3カ月間（3～5月）の旅館・ホテルの売上高を、前年同期と比較した割合は福島約40%。

観光庁の宿泊旅行統計によると、震災の影響が薄れたはずの昨年7～12月の宿泊者数は、福島県は14%減。

東山温泉の観光客は例年の半分弱。

会津観光の中心地・鶴ヶ城公園の4月以降の入場者は、例年の7割にあたる37万人2千人。

会津若松の稲盛山では、昨年の観光客は前年比15%減の235万人。

#### ●茨城県

震災後3カ月間（3～5月）の旅館・ホテルの売上高を、前年同期と比較した割合は茨城約54%

今夏の県内海水浴客は昨年比で約16%。震災後から7月末までの観光地の主なホテルと旅館の宿泊実績の平均は、同約40%だった。主な観光施設の7月の団体客は同26～36%。ホテルや旅館は25カ所が休業、16カ所が廃業した



原子力損害賠償紛争審査会が7千人を対象に行った旅行意識調査では「旅行先として避けたい地域」として57%が茨城県を挙げ、福島県に次いで全国2番目となった。

●栃木県

震災後3カ月間（3～5月）の旅館・ホテルの売上高を、前年同期と比較した割合は栃木約41%

昨年日光を訪れた観光・宿泊客数は前年より24%減。

日光市の昨年の観光客の入り込み数は前年比24.1%減の約836万人、宿泊数は同23.6%減の276万人。

●群馬県

震災後3カ月間（3～5月）の旅館・ホテルの売上高を、前年同期と比較した割合は群馬約62%

●千葉県

昨年夏に県内の海水浴場を訪れた客は前年比50.2%減の114万人。

九十九里のグランドホテル磯屋の2011年の宿泊客は約1万6千人で、この1年で半減。4月20日で営業を終える。

●山梨県

県立富士ビジターセンターは、7～8月の入館者は約3万8千人で昨年より約4分の1も減った。8千人以上の減。

忍野八海がある忍野村を訪れるのは例年の7～8割。

富士山5合目の土産物店は3割減った。

□富士・東部観光の今年夏の主な人出

富士吉田の火祭り（8月26～27日）

約13万人、昨年比約2万人減

富士河口湖の宿泊客（7～8月）

約20万8千人、前年比97%

県立富士ビジターセンター入館者数（7～8月）

3万7568人、前年比74%

富士急行富士山駅の乗降客数（8月）

4万3800人、前年比7%増

## 【風評被害による観光業への損害賠償に関連するニュース】

### 東電、千葉の観光業も賠償対象に

2012.1.10 17:38 産経ニュース

東京電力は10日、福島第1原発事故に伴う観光業の風評被害対象地域に、千葉県の太平洋沿岸16市町村を追加したと発表した。観光業の風評被害への賠償は、政府が中間指針を示した福島、茨城、栃木、群馬の4県に限られていたが、東電は「事故と減収に相当の因果関係が認められる」と対象地域を広げた。ただ、千葉県側は東電に県内全域の観光業に対する賠償を求めている。東電は今回の対象エリア拡大で、明確な線引きの根拠を示しておらず、さらなる範囲拡大を求める声が強まる可能性もある。追加認定されたのは、銚子市、旭市、匝瑳（そうさ）市、横芝光町、山武市、九十九里町、大網白里町、白子町、長生村、一宮町、いすみ市、御宿町、勝浦市、鴨川市、南房総市、館山市。昨年11月末までの売り上げ減少分が対象で、同日受付を開始した。東電によると、これまで福島など4県の観光業者に支払われた賠償額は、約1400件の114億円。

### ・米沢の風評被害を東電が賠償方針を受け、山形県旅館組合「全域認定求めていく」

(2012年1月16日 山形新聞)

山形県内において米沢市の観光業のみを損害賠償の対象に認定されたことを受け、同組合理事長の佐藤信幸・古窯社長は「地元や関係者への説明がまだなので、地域名や選定理由の詳細は伏せる」としながらも「県内の一部地域の風評被害、賠償を認めるとの東電の考えが提示された」と述べた。米沢市は、福島県との隣接性などから認定されたとみられる。東電は自社の回答内容について取材に答えなかった。

佐藤理事長は「組合として引き続き、県内全域が賠償地域に認められるよう求めていく。どうしたら賠償地域を広げられるのか関係者と相談したい」と語った。両者の協議は今後  
も継続される。